

富山県光熱費高騰対策緊急支援事業費補助金（医療分） Q&A

申請区分	分類	Q	A
光熱費・食材料費共通	対象施設	R8.4.1現在で休止中の施設は対象となりますか。	光熱費高騰の影響を受けていないと考えられるため、対象外となります。
光熱費・食材料費共通	対象施設	R8.4.2以降に開業した施設は対象となりますか。	R8.4.1を基準としているため、対象外となります。
光熱費・食材料費共通	申請書類	提出書類で「振込先の通帳の写し」（通帳の表裏側のコピーなど）がありますが、通帳がないネットバンクの場合は何を提出すれば良いでしょうか。	「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人（フリガナ）」が分かる書類やネットの画面写真を提出してください。
光熱費・食材料費共通	電子申請	電子申請フォームから申請する際、誤った内容で入力をしたことに後で気付いたが、どのように対応すればよいでしょうか。	県医務課（aimu@pref.toyama.lg.jp）にメールをお願いします。 ※電話では受け付けておりません。
光熱費・食材料費共通	申請者	R8.4.1以降に施設の開設者が変更となっていますが、支援金の対象となりますか。また、対象となる場合、申請はいつ時点の開設者が行えば良いでしょうか。	法人の合併等により権利義務を別法人が引き継いでいる場合は、経営母体が変わっていても、支給要件を満たしていれば支給対象となります。 申請については、現在の開設者が申請してください。
光熱費・食材料費共通	病床の考え方	病床数は、「令和8年4月1日時点の許可病床から、令和7年4月1日から1年間一度も入院患者を収容しなかった病床を除いた数」を記入することとなっていますが、令和7年11月1日に許可病床数が変更になっている場合、どのように記入したらよいですか。	令和8年4月1日以降に許可病床数が変更している場合であっても、令和8年4月1日時点を基準としてください。 例） (A)R8.4.1 許可病床数 100床 (B)R8.5.1 許可病床数 50床 (C)R7.4.1から1年間一度も入院患者を収容しなかった病床数 10床 の場合、 (A)-(C)=100-10= <u>90床</u> が申請に係る病床数となります。
光熱費	対象施設	国家資格を持たない整体やリラクゼーション施設は対象となりますか。	対象外です。
光熱費	対象施設	企業内診療所や社会福祉施設内の診療所は対象となりますか。	診療所の広さや稼働日数を踏まえ、各施設で光熱費高騰の影響を受けているかどうかご判断のうえ、申請してください。（必要に応じて県が調査させていただくこともございます。）
光熱費	対象施設	出張専門の施術所は対象となりますか。	光熱費高騰の影響を受けていないと考えられるため、対象外となります。
光熱費	病床の考え方	介護医療院は対象となりますか。	対象外です。